

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成23年度上半期分）

（府省名：宮内庁）

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大綱通知上の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|--|-----------|--|---|-------------|-------------|-------|----------|---|--------------------------------|------------------------|
| 皇居大手門・栂楼門間雨水排水改修ほか第2回工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目15番2号 | 会計法第29条の3第4項（競争に付することが不利と認められる場合） | 200,970,000 | 200,760,000 | 99.9% | — | 本工事は、皇居大手門・栂楼門間雨水排水改修ほか工事からの継続工事で、この工事により解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とし、かつ解体に伴って新たに設置した水路の上流部を設置する工事であり、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は事故担責任の範囲が不明瞭になる等密接不可分関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。 | ③(口) | |
| 航空機借上 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 日本航空株式会社 東京都品川区東品川2丁目4番1号 | 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第18号（運送又は保管をさせるとき） | (非公表) | 7,665,000 | — | — | 天皇皇后両陛下の行幸等に当たり航空機を借り上げたもの。御利用区間で航空機を運行する会社は同社以外にないため。 | 二(二) | |
| 新聞の購入 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10 | 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第18号（事業協同組合等の保護再成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき） | 5,487,516 | 5,487,516 | 100% | — | 同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された組合であり、宮内庁所在地の新聞指定取扱店である。このことから、当該事業協同組合の保護再成のため、直接当該物件を購入する。 | 二(二) | 単価契約（契約金額は予定総額） |
| テレビ放送受信料 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 日本放送協会 東京都渋谷区神南2 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 3,319,930 | 3,319,930 | 100% | — | 当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払義務があるため。 | イ(イ) | |
| 宮内庁における郵便の業務（信書に係るものであって料金を後納するもの） | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 郵便事業株式会社銀座支店 東京都中央区銀座8-20-26 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | — | 4,387,210 | — | — | 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定する郵便及び信書の送達が可能なる事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため | 二(ハ) | 単価契約（契約金額は郵便約款による予定総額） |
| 生け花の購入 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | ①株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 ②株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 6,447,470 | 6,372,822 | 98.8% | — | 諸儀式等へ使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程行われ、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に応えられる業者を選定する必要がある。また、業者による不測の事態が生じた場合でも、諸儀式等の執行を滞りなくするため、2社と契約を結ぶ必要がある。以上をふまえて市場価格調査を行った結果、有利な価格が調達でき、当庁で41年間の生け花のみ実績を有し信頼がおける同社と契約した。 | 二(ホ) | 単価契約（契約金額は2社合計の予定総額） |
| 宮殿ほか空調用自動制御装置保守点検 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | (非公表) | 10,920,000 | — | — | 本件は、宮殿、御所、宮内庁庁舎及び宮内庁病院に設置されている空調用自動制御装置の保守点検を行うものである。当該装置は建築物の空調・給湯設備運転監視における自動制御装置であり、重要な施設に設置されているため、故障等の不具合により機能障害が起きた場合、その被害と影響は多大なものとなる。従って、本業務においては、当該装置に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切かつ迅速な対応能力と修理能力を有する業者を選定することが求められる。また、当該装置は、製造者が中央監視設備、通信方式、システムの制御等、当庁の運転監視環境に合わせて設計した独自の高い設備であり、設計・製造したものに以外に保守点検をさせた場合、空調・熱源設備が正常に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。山武は当該装置を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。 | 二(ハ) | |
| 宮殿特高受変電設備その他保守点検 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | (非公表) | 7,875,000 | — | — | 本業務は、皇居内設備管理所に設置されている特別高圧受変電設備と皇居内各変電所と設備管理所間に設置されている電力監視設備の保守点検を行うものである。当該設備は、皇居内各所への安定した電力供給、皇居内各変電所と設備管理所間の電力使用量や設置機器の動作状況の監視上最も重要な設備である。当該受変電設備を構成する主要変換機や電力監視設備の運用、計測等は高圧ソフトウェアでまとめ、グラフィックパネルや監視表示器等へ出力することで行っており、これらにかかるとは全て標準受電設備の設計であり、製造者の設計による独自の設備であるため、機器を設計・製造したものに以外に保守点検をさせた場合、当該設備に著しい支障が生じる恐れがある。東芝は、当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。 | 二(ハ) | |
| JCIS及びコリンズ・テクニクスWeb版検索システムの利用 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号アサカセブンスアペニュービル | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 3,530,000 | 3,530,000 | 100% | — | 公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、平成5年12月21日の中央建設業審議会（建設大臣の諮問機関）により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられ、この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価する工事実績情報等のデータベース整備の必要性が求められた。これを受け、旧建設省の要請で広く建設情報を手がけている（財）日本建設情報総合センター（JAGCI：ジャック）が公益法人という立場で、工事実績情報等のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うこととなった。このデータベースのうち、工事実績情報を取りまとめたものが「CORINS（コリンズ、工事実績情報サービス）」とし、測量調査設計業務を取りまとめたものが「TECRIS（テクリス、測量調査設計業務実績情報サービス）」である。また、CORINS情報と財団法人建設業技術センターが提供する企業情報を一体的に検索できるシステム「JCIS（ジェンシス、JC情報サービス）」によって、建設業法第26条第3項に定められている監視技術者及び主任技術者の適正配置の確認・照会を行うことができる。以上の「CORINS」、「TECRIS」及び「JCIS」各情報サービスの提供は、（財）日本建設情報総合センターのみで行っているため。 | 二(ハ) | |
| 須崎御用邸温泉供給 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁目7番17号 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 2,912,285 | 2,912,285 | 100% | — | 本件は、温泉要入口まで引湯を行わせるものである。須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、下田温泉のみが行っており、同社は須崎御用邸へ引湯を行うことのできる設備を持っている。このため、同社は安定して当該御用邸に引湯を行うことが出来る唯一の業者であるため。 | 二(二) | 単価契約（契約金額は予定総額） |
| 中形菊焼残月 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | ①株式会社虎屋 東京都港区香取4-9-22 ②株式会社清月堂本店 東京都中央区銀座7-16-15 ③株式会社花園万頭 東京都新宿区新宿5-16-15 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 14,340,620 | 13,945,960 | 97.2% | — | 菊焼残月は春・秋・季節ごとの贈答品並びに春・秋に表彰される勤労者等へ贈られるものである。本製品の特殊性を考えると、確実な製造と安定した納品が不可欠である。これらを検討し、市場調査を行った結果、製品の納入が多量になる場合は1社では製造が不可能であること、また、不測の事態が生じた場合の対応を考慮した結果、製品調達を確実にこなせる業者は3社のみであった。今回契約する3社は本年にわたり、確実な納入実績を有しており、十分な信頼性をそなえているため。 | 二(ホ) | 単価契約（契約金額は3社合計の予定総額） |
| 盛花他 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | 株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 3,141,712 | 3,141,712 | 100% | — | 宮中の授賞において卓上を飾る盛花は、行事の性格上と宮殿という場所の特殊性から高水準のものでなくてはならない。国産晩葉等の大きな行事では、様々な大きさの盛花を多数生け込み、卓上に配置するため、その技術力はちがらぬこと、花材については季節、賞等、場所等に配慮した優良の花材を用意できる業者でなければならない。同社は、卓上を飾る盛花の生け込みに精通しており、また、宮内庁使用開始以来41年間の経験と実績を有し、十分な信頼性を備えている。 | 二(ホ) | 単価契約（契約金額は予定総額） |
| 配膳人の供給 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月1日 | ①株式会社麹町貯めん人紹介所 東京都千代田区麹町4-4-4 ②株式会社東邦サービス 埼玉県戸田市本町1-3-3 ③株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4-2-303 | 会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合） | 13,512,277 | 13,512,277 | 100% | — | 宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晩餐、午餐等の場合は、伝統に基づいた格調高い儀式であり、配膳にも長年の経験と技術が必要となる。この3社は30年以上、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して行事を任せられる十分な信頼性を備えている。なお、大きな行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため3社と契約した。 | 二(ハ) | 単価契約（契約金額は3社合計の予定総額） |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない事由を踏まえた財務・労務・経理上の確保内容 | 備考 |
|------------------------------|--|------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|-------|----------|---|------------------------------------|----------------------|
| プロパンガス | 分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020 | 平成23年4月1日 | 烏山通運株式会社 栃木県那須烏山市金井2丁目2番10号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | (非公表) | 1,988,450 | — | — | 当場に設置されているプロパンガスの計量器および調整器が同社所有であるため、プロパンガスの供給を受けられる業者が同社のみであるため。 | | 二(ロ) 単価契約(契約金額は予定総額) |
| 産業廃棄物(動物性残渣、動物死体)収集・運搬業務委託 | 分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020 | 平成23年4月1日 | 富士化学株式会社 東京都西多摩郡瑞穂町二本木433-2 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | (非公表) | 3,276,000 | — | — | 当場の事業において排出される産業廃棄物(動物性残渣・動物死体)について、栃木県産業廃棄物対策課一般廃棄物担当及び栃木県産業廃棄物協会に調査した結果、関係法令に基づき適正に収集・運搬し、最終処分まで行える業者は全国で少数しかなく、関東地区では同社のみであるため。 | | 二(ハ) 単価契約(契約金額は予定総額) |
| 宮殿南溜ほかシャンデリア点検調査業務その2 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月4日 | 株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目1番2号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 2,731,050 | 2,625,000 | 96.1% | — | 本業務は、東日本大震災による劣化状況を確認するために宮殿照明及び長和殿春秋の間に設置されているシャンデリアの点検調査を行うものである。本業務は、平成22年度に実施した。同震災による劣化状況確認のために行った「宮殿南溜ほかシャンデリア点検調査業務」に引き続き実施されるものであり、同じ調査手法及び検針業務を一貫業務として行われれば調査結果の信頼性が確保されるおそれがある。このことから、前回調査を行った株式会社大林組が本業務を適切に実施できる唯一の業者であるため。 | | 二(ハ) |
| 工芸「漆皮箱」保存修理 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年4月12日 | 北村 謙一(昭斎) 奈良市西白永町3 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 1,965,353 | 1,961,998 | 99.8% | — | 皇室美術工芸品の修理事業であり、過去において修理対象品と同時代・同作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による統一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した業者以外に本事業は行ないない。 | | 二(ホ) |
| 皇居乾門改修第2回工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月17日 | 松井建設株式会社東京支店 東京都中央区新川一丁目17番2号 | 会計法第29条の3第4項 (競争に付することが不利と認められる場合) | 6,848,100 | 6,825,000 | 99.7% | — | 本工事は、現に施工中の物件が震災により破壊したものであり、皇居乾門改修工事からの継続工事となる。一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで現在履行中施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 | | ③口 |
| 宮殿長和殿保全整備工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月19日 | 清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 25,641,000 | 25,515,000 | 99.5% | — | 本工事は、宮殿長和殿シャッター改修、長和殿気圧減圧弁取替を行う工事である。宮殿は、国行事務である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同運営工事における業者選定に当たっては、特殊という他に類別を見ない実務・技術力であることから、運営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(樹木林組、鹿島建設、清水建設、大成建設、精工中工務店)と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。清水建設は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿運営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現任に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 | | 二(ハ) |
| 普通乗用自動車 3両 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月23日 | トヨタ自動車株式会社 東京都豊島区東池袋3丁目3番5号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 44,350,950 | 44,310,000 | 99.9% | — | 皇室におけるこれらの車両は、当庁の仕様に基づき特別装着を行うため、同社のみが製造し、直接販売を行っている。御費用の際に御負担とならないようドア開口部の取付部とフロアの高さがフラットの構造とあらず十分なゆとりがある室内空間を有することなどの特徴を有し、さらに、經常における車両のメンテナンスサービス体制の充実を元より、地方事務・行啓等の際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国展開の実施したネットワークを同社保有しているため。 | | 二(ホ) |
| 皇居内道灌漑(東側)建物各所修繕工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月25日 | 株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目1番2号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 2,591,400 | 2,520,000 | 97.2% | — | 本件工事は、平成23年3月1日に発生した東日本大震災により被害を受けた東郷倉及び神島町の耐震補強等を含む修繕工事である。皇居内道灌漑(東側)建物は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、質素、量産、神威の総称である宮内三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つである。また、本工事は、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御料等への対応をきいたため、本工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工管理能力を有する等が必須の条件である。株式会社大林組は、当該施設の大規模改修工事を実施した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であり、さらに本件工事は平成18年から21年度に行った「質所等改修工事」(皇居内道灌漑(東側)建物と同施設)の施工範囲と重なることから前工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもある。 | | 二(ハ) |
| 質所参集所改修ほか第2回工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月25日 | 株式会社ナカノド一建設 東京都千代田区九段北四丁目2番28号 | 会計法第29条の3第4項 (競争に付することが不利と認められる場合) | 3,178,350 | 3,150,000 | 99.1% | — | 本工事は、質所参集所改修ほか工事の施工中に発生した東日本大震災により被害を受けた同工事の施工対象物を改修するものである。本工事は、質所参集所改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで現在履行中施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 | | ③口 |
| 皇居吹上ポンプ室送水設備等改修第2回工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年5月30日 | 菊池建設株式会社 東京都西東京市谷戸町三丁目17番6号 | 会計法第29条の3第4項 (競争に付することが不利と認められる場合) | 117,075,000 | 115,500,000 | 98.7% | — | 本工事は、皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在履行中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで現在履行中施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。 | | ③口 |
| 皇太子殿下ドイツ国御訪問特別便に関する受託手荷物取扱業務 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年6月13日 | 日本航空株式会社 東京都品川区東品川2-4-11 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 1,264,042 | 1,264,042 | 100% | — | 皇太子殿下ドイツ国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グランドハンドリング)については防衛省と要請者により業務分担を行うこととなり、機内支援、要請支援、整備支援業務を防衛省が、旅客・手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して取り行うこととなる。防衛省は機内支援、ラウンジ業務・整備支援業務を日本航空に業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担となっている部分についても両者が業務委託している業務と一体で取り行う必要があるため。 | | 二(二) |
| 皇居吹上ポンプ室送水設備等改修第2回工事に伴う監理業務 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年6月15日 | 株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2丁目1番1号 | 会計法第29条の3第4項 (競争に付することが不利と認められる場合) | 1,493,100 | 1,491,000 | 99.9% | — | 吹上ポンプ室送水設備は、皇居西地区(宮殿・庁舎等)へ給水及び雑用水を供給する重要な設備である。経年と共に建物・設備機器・電装品等の劣化が著しく、現在の建物に隣接した位置にポンプ室を新築し、設備の全面更新を2か年計画で行うものである。平成22年度は既に既設設備等の撤去及び新築部分の解体工事等を完了済みであり、これらに関する監理業務はすでに契約締結済であるが、第2回工事では既設設備及び建築士以外の一定の業務を発生したため、本業務はこれら工事範囲に対する監理業務を委託するものである。本業務は皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事に係る設計図書と請負員及び監理員に正確に伝える業務と、一定の品質を確保する施工監理を行うものである。設計意図伝達業務は、請負員及び監理員によって設計図書では表現出来ない情報を補充し、請負員及び監理員からの設計図書に対する疑義があった場合の説明、検討及び調整を行う業務である。また、施工監理業務は施工図書と設計図書に照らし技術的な検討を行うと共に、工事が設計図書の内容に一致しているかどうかの確認を行い、監理員への報告を行う業務である。このため、本業務を遂行できる者は設計書の施工内容、工事内容及び品質を確保するうえでの詳細な情報を熟知していなければならない。さらに一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、前年度業務の検討結果や検討の詳細に関する知識や経験を有している当該図書での設計を行った者に限定される。本業務は皇居吹上ポンプ室送水設備等改修工事に伴う監理業務からの継続業務であり、施設の全面更新工事を目的とする業務であること及び前回業務と本業務の委託者が異なる場合は責任の範囲が不明になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した業務が技術的に必要と判断され、経費の節減、円滑かつ適切な業務を確保するうえで前回業務契約者以外の者に委託させることが不利と認められるため。 | | ③口 |
| 宮殿回廊保全整備工事 | 支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年6月20日 | 大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 48,426,000 | 48,300,000 | 99.7% | — | 本工事は、宮殿回廊(廊下等金物取替、サッシ下枠カバー新設、方立カバー新設、バルコニー裏面修繕)整備を行う工事である。宮殿は、国行事務である新年祝賀の儀を有し、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同運営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類別を見ない実務・技術の特殊建築物であることから、運営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(樹木林組、鹿島建設、清水建設、大成建設、精工中工務店)と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。大成建設は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿運営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現任に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 | | 二(ハ) |

| 契約名称及び内容 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務・経理上の根拠部分 | 備考 |
|-----------------------|---|------------|--|--|------------|------------|-------|----------|---|-------------------------------|----------------|
| 御所書庫増築工事に伴う監理業務 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年8月18日 | 株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 5,421,570 | 5,355,000 | 98.8% | — | 御所は平成5年、両陛下のお住居として竣工し、以来ご快適な御生活を過ごされ、15年余りを経過した。しかしながらこの間、御馳走等に必要書類の取次等に増え、既存の書庫においては常に満杯となったため、新たに書庫1棟を御所近辺に増築し、それに伴い既存の部分的な設備更新を行うものである。については、御所書庫増築工事において、工事監理及び設計業務の選定を行う業務を実施するものである。本業務は、御所書庫増築工事の工事監理業務であり、平成22年度でプロポーザル方式により選定された株式会社山下設計によって完了した設計業務(御所書庫増築工事に伴う設計業務)の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があり、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。上記設計者は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。 | 二(ハ) | |
| 正倉院正倉整備に関する工事設計監理業務 | 分任支出負担行為担当 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3 | 平成23年8月23日 | (財)文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 51,387,000 | 51,135,000 | 99.5% | — | 本業務は、正倉院正倉整備工事に関する工事設計監理業務を行うもので、国宝建造物の保存修理工事に伴う技術的難度の高い特殊な業務である。今回の業務は、基本設計及び実施設計において得られた成果品を基に、工事を遂行するものであるが、設計者の知識・経験・技術力等を継承させて質の高い設計成果を求めることが必要であり、そのため基本設計と実施設計は連続する一体のものとしてこれら同一設計者によって進めて行くことが重要である。正倉院正倉整備工事を行うにあたり、「正倉院正倉整備に関する懇談会」をこれまで7回開催されているところであり、設計業務においては同懇談会において各委員の意見を反映させながら行って来た。さらに工事設計監理業務についても、今後開催を予定している懇談会においての意見を反映させ、業務を進めていく必要がある。懇談会の各委員からも、設計業務を受注したものと引き続き工事設計監理業務を行っていくことが業務の成功に繋がることから、同一の設計者で進めていくべきであるという意見を頂いている。プロポーザルで特定された当該設計者は、設計業務で得られた成果からみても、工事設計監理業務の実施において他の設計者では代替する事ができない知識・経験と高い技術力を有している設計者である。設計業務を受注した「公益財団法人 文化財建造物保存技術協会(以下、「文協」と略す。))は、全国で約100人しかいない文化財建造物修理主任技術者のうち、100人以上を有する、文化財の修理設計を行う組織としてはトップレベルの技術集団である。以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。 | 二(ハ) | |
| 皇居内高圧配線ほか復旧工事 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年8月30日 | 株式会社開電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 15,046,500 | 14,700,000 | 97.7% | — | 本工事は、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブル地絡事故及び第13変電所の断路器焼損の復旧を行う工事である。皇居内の高圧配電系統は、第9変電所(車馬塚)、第10変電所(宮内庁病院)、第11変電所(三の丸尚蔵館)、第12変電所(書院部)及び第13変電所(椿華美堂)をループ状に接続して送電している。8月29日午前2時頃、第9変電所と第10変電所間の高圧ケーブルに老朽化によるものと認められ地絡事故が発生して停電となったため、この間の送電を停止したことからループ送電ができなくなった。また、第13変電所の受電用遮断器が焼損していることが確認され、現在、幸じて送電できているが、付帯のケーブルが焼くなど、危険な状態となっている。第13変電所の送電が停止した場合、第11変電所から第13変電所への送電ルートが無くなることから、緊急な復旧が必要であり、現状では送電停止の危険が極めて高い状態である。本工事は、緊急に施工しなければならぬ工事であって、施工に当たっては、現地調査から資材・人員の手配等を短期間で確立し、施工が必要であるため、競争に付す時間的余裕がない。開電工は、現在、御所各所修繕工事は、御所書庫増築工事に下請業者として電気設備工事を行っており、送電に実績のある電気工事会社であるため、本工事を確実に履行できる施工管理能力を有する会社である。 | 二(ハ) | |
| 東宮御所各所修繕第2回工事 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年9月2日 | 清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 6,437,550 | 6,405,000 | 99.5% | — | 東宮御所各所修繕第2回工事は、既発注の「東宮御所各所修繕工事」に引き続き実施される東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了するためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事内容に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 | 二(ハ) | |
| 天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年9月6日 | 株式会社「ラビ」 札幌ハーフビル 東京都中央区新川1-26-9 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 1,320,000 | 1,320,000 | 100% | — | 天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。 | □ | |
| 御料牧場製酪所改築ほか工事に伴う監理業務 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年9月7日 | 株式会社梓設計 東京都品川区東品川二丁目1番1号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 5,897,850 | 5,880,000 | 99.7% | — | 本業務は、御料牧場製酪所改築ほか工事の工事監理業務であり、平成18年度の株式会社梓設計による実施設計業務(御料牧場加工所地区整備工事に伴う設計業務)の内容を踏まえて実施するものである。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要があり、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。上記設計者は、業務内容を最も把握し業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。 | 二(ハ) | |
| 天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年9月22日 | 田中金屋株式会社 ホテルニュータナカ 山口県山口市湯田温泉2-6-24 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | 1,318,000 | 1,318,000 | 100% | — | 天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。 | □ | |
| 列車座席借上 | 支出負担行為担当 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1 | 平成23年9月26日 | 東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号JRセントラルタワース | 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第6号(運送又は保管をさせるとき) | 871,680 | 871,680 | 100% | — | 皇太子殿下の京都府啓行に際して、新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。 | 二(二) | |
| 電気料金(本庁分) | | 長期継続契約 | 東京電力㈱ | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 16,511,865 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| ガス料金(本庁分) | | 長期継続契約 | 東京ガス㈱ 東京都港区海岸1-5-20 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 25,356,998 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| 水道料金(本庁分) | | 長期継続契約 | 東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 42,723,411 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| 水道料金(埼玉鴨場) | | 長期継続契約 | 越谷・松伏水道企業団 埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目5番22号 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 652,930 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| 電話料金及び情報通信サービス | | 長期継続契約 | 東日本電信電話㈱ 東京都新宿区新宿3-19-2 | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 1,584,516 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| 電話料金及び情報通信サービス | | 長期継続契約 | 西日本電信電話㈱ | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 2,806,073 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |
| 国際電話料金及び携帯電話料金 | | 長期継続契約 | KDDI㈱ | 会計法第29条の3第4項 (契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 636,358 | — | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ロ) | 契約金額は4月~9月支出実績 |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣選定上の根拠部分 | 備考 |
|------------------|------------------------------|--------|---|-----------------------------------|------|-----------|-----|----------|---|--------------------------------|----------------|
| 国際電報料金 | | 長期継続契約 | KDDI ㈱ | 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 384,832 | | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(口) | 契約金額は4月～9月支出実績 |
| 国際電話料金及び情報通信サービス | | 長期継続契約 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号 | 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 2,058,540 | | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(口) | 契約金額は4月～9月支出実績 |
| 霞が関WAN利用料金 | | 長期継続契約 | (社)行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3 | 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 7,245,000 | | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(ハ) | 契約金額は4月～9月支出実績 |
| 電気料金(京部分) | | 長期継続契約 | 関西電力㈱京都営業所 | 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 1,412,144 | | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(口) | 契約金額は4月～9月支出実績 |
| 水道料金(京部分) | | 長期継続契約 | 京都市公営企業管理者上下水道局 京都市上京区丸太町通智恵光院下主税町1120 | 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合) | | 1,218,679 | | — | 予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないため | 二(口) | 契約金額は4月～9月支出実績 |